

令和4年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和4年2月22日（火）午後2時13分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（5番議員 桑野元澄、7番議員 畑山剛一）

日程第2 会期の決定（2月22日（火）1日間）

日程第3 議案第1号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算  
（第2号）

議案第2号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第3号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算

議案第4号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算

日程第5 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	實	雅	典	4番	和	田	美	奈
5番	桑	野	元	澄	6番	三	木	浩	一
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆	弘
9番	出	原	賢	治	10番	松	浦	崇	志

会議に欠席した議員

なし

議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
財政係長	堀		竜	也
総務係長	橋	本	敏	弘

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
副管理者	(太子町長)	服	部	千	秋
代表監査委員		今	江	伸	
事務局長		眞	殿	幸	寛
事務局次長兼 環境業務課長		高	坂	文	泰
総務課長兼 医務課長		田	淵	寿	哉
衛生業務課長		長	坂	泰	成
たつの市市民生活部 環境課長		小	谷	英	樹
太子町生活福祉部 生活環境課長		大	谷	康	弘

## 開 会 挨 拶

○議長（楠 明廣議員）

それでは、時間が参りましたので、揖龍保健衛生施設事務組合議会の定例会を開会いたしたいと思います。

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒さ厳しい日もあり、本格的な春の訪れが待ち遠しい季節となっております。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙中の中、ご健勝にてご参集賜り、本日にここに令和4年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が開会の運びになりましたことは、誠にご同慶に堪えないところでございます。

今期定例会は、議員各位もご高承のとおり、令和4年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会であります。また、今期定例会に提出されました案件は、新年度予算のほか、本年度補正予算の議案が提出されており、いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、それぞれの議案に対し慎重なるご審議により、適切妥当なる決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花も咲き始め、また桜の開花が待たれる季節となりました本日、令和4年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げます。また、平素は事務組合運営に深いご理解を賜り、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会につきましては、既にお手元にお届けしておりますが、新年度予算のほか、今年度補正予算の4議案を提出させていただいております。これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますので、何とぞ慎重なるご審議をいただき、全議案につきまして原案のとおりご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

## 開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和4年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会します。

## 開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した行政監査の結果報告1件及び同法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しを配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名について事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告申し上げます。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員は10名全員でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において5番桑野元澄議員、7番畑山剛一議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日2月22日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月22日の1日間と決定いたしました。

～日程第3 議案第1号及び議案第2号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第3、議案第1号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第2号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました議案第1号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第2号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）の2件について、一括して提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、やむを得ない事情により補正を必要とするものについて行っておりますので、ご了承賜りたく存じます。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出それぞれ4,367万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,515万5,000円とするものでございます。

その主な内容につきまして、補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第3目基金費につきましては、財政調整基金等の利子の確定及び前年度決算剰余金の一部を基金に積立てするため4,143万4,000円を増額するものでございます。

次に、第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費では、派遣職員人件費負担金の決算見込みによる不足分の補正として、第12節委託料において33万7,000円を減額し、第18節負担金補助及び交付金において同額を増額するものでございます。

次に、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、派遣職員人件費負担金の決算見込みによる不足額224万2,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

第3款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、基金利子の確定により55万円を減額するものでございます。

次に、第5款繰越金でございますが、前年度繰越金の一部4,422万6,000円を計上いたしております。

引き続き、議案第2号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入予算の増減の補正でございまして、予算総額の変更はございません。歳出予算といたしましては、歳入予算の補正に伴う財源変更でございます。

まず、歳入ですけれども、歳入予算につきましては、年度初めからの急病センターの受診者数の減のため診療収入の減額、令和3年度揖龍休日夜間急病センター運営交付金に係る普通交付税確定に係る分担金及び医療提供体制設備整備交付金の増による補正を行うものでございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

その主な内容につきまして、補正予算事項別明細書によりご説明申し上げますの

で、3ページをお開き願います。

まず、第1款診療収入につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、当初の診療収入を見込むことが困難なため、第2款から第8款において増額する額と同額の211万8,000円を減額するものでございます。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金につきましては、令和3年度揖龍休日夜間急病センター運営交付金に係る普通交付税確定に伴う市町分担金74万6,000円を増額するものでございます。

次に、第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金につきましては、前年度繰越金110万8,000円を増額するものでございます。

次に、第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金につきましては、保険医療機関等向け医療提供体制設備整備事業のオンライン資格確認システム導入経費採択によります26万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、診療収入の減に伴い、185万4,000円の財源変更をするものでございます。

次に、第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費につきましては、交付金採択による26万4,000円の財源変更でございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の各会計補正予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、いずれも原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

9番 出原賢治議員。

○9番（出原賢治議員）

議案第2号の夜間急病センター特別会計の診療報酬の減についての説明が、受診者数の減という話でございましたが、受診者数の減につながった原因は何かご説明できますでしょうか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

これは昨年からなんですけれども、やはりコロナの影響で、コロナ前までなんですけれども、全体といたしまして、年間に1日70人ぐらいが実績として来ていただいておりました。コロナによって、昨年からぐっと減ってるわけなんですけれども、予算の段階で1日30人ということで見込ませていただいておりました。しかしながら、皆様もご承知のように、第4波、第5波が来て、年末には収束の見込みで、若干戻りつつあったんですけれども、またコロナの感染者が増えたということで、実際に急病センターではコロナの患者さんの診療は行っておりません。また、熱を持たれた方はほかの病院に行かれますので、それでぐっと減ったということで見込み数にまだ達してないと。それによって、診療収入が減ったということでございます。

○議長（楠 明廣議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第3号及び議案第4号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第4、議案第3号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第4号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました議案第3号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第4号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件につきまして、一括して提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第3号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条において、歳入歳出それぞれ18億8,420万8,000円と定めております。

次に、第2条では、債務負担行為につきまして、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めております。

次に、第3条では、歳出予算の流用につきまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

まず、予算書3ページ、第2表債務負担行為からご説明を申し上げます。

たつの市新宮町域における一般廃棄物収集運搬委託につきましては、令和4年11月末で委託期間が終了いたしますので、令和4年12月から5か年間の委託期間のうち、令和5年度以降の債務負担行為を定めております。

同じく、揖龍地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事前業務委託につきましては、新施設の整備事業の事前業務として令和5年度から令和6年度までの債務負担行為を定めております。

次に、予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、予算書10ページをお開きください。

第1款議会費につきましては、議会に要する経費として224万3,000円を計上しております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、組合職員の

人件費、組合運営に要する経費及び派遣職員の人件費等で1億9,690万5,000円を計上いたしております。

なお、給与費等の明細につきましては、22ページから24ページに資料を添付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、予算書12ページ、第3目基金費につきましては、基金積立金として基金利子相当額を計上いたしております。

第2項監査委員費につきましては、報酬等で15万4,000円を計上いたしております。

次に、予算書13ページ、第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費につきましては、揖龍火葬場の管理運営費として1億3,451万7,000円を計上いたしております。その主な内容は、第10節需用費において2,159万5,000円を計上し、施設機能維持のため、経年劣化による火葬炉設備1から6号炉耐火材ほかの修繕等として修繕料で792万円を計上いたしております。次に、第12節委託料では、火葬炉等の管理業務、火葬場予約管理システム保守点検、清掃管理業務等として4,263万1,000円を計上いたしております。

予算書14ページ、第14節工事請負費では、火葬場空調設備更新工事として5,427万4,000円を計上しております。第18節負担金補助及び交付金では、派遣職員の人件費等として991万5,000円を計上しております。

次に、予算書15ページ、第2項清掃費、第1目施設整備費につきましては、新ごみ処理施設整備に係る新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事前業務委託料として1億420万円を計上いたしております。

次に、第2目塵芥処理費につきましては、揖龍クリーンセンターの管理運営費として13億4,706万2,000円を計上しております。その主な内容は、第1節報酬において会計年度任用職員10名分の報酬1,942万5,000円を計上しております。第10節需用費においては、揖龍クリーンセンターの操業に必要な電気、水道等の光熱水費、燃料費、副資材のコークス、石灰石及び排ガス等の処理薬品代等で3億8,445万6,000円を計上しております。

予算書16ページ、17ページの第12節委託料では、施設の操業委託料に2億1,725万円、定期保守点検整備委託料に2億8,160万円、一般廃棄物収集運搬委託料に3億5,304万4,000円、総額9億887万8,000円を計上いたしております。

予算書18ページをお開きください。

第18節負担金補助及び交付金では、派遣職員2名分の人件費等2,175万5,000円を計上いたしております。

次に、第3目し尿処理費につきましては、揖龍衛生処理場の管理運営費として6,

183万4,000円を計上しております。その主な内容は、第10節需用費において、処理場の管理運営に必要な光熱水費、処理薬剤、保守点検費等で3,886万1,000円を計上しております。

次に、予算書19ページ、第12節委託料では、し尿収集運搬委託料、汚泥処理委託料、設備保守点検委託料等で1,963万2,000円を計上いたしております。

次に、予算書20ページ、第4款公債費、第1項公債費につきましては、元金、利子を合わせまして3,497万4,000円を計上しております。

なお、この地方債に関する調書は27ページに添付いたしております。

次に、第5款予備費につきましては、100万円を計上しております。

以上で歳出を終わります。次、歳入についてご説明申し上げますので、予算書6ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金につきましては、14億8,372万1,000円を計上しており、前年度と比較いたしまして7,150万1,000円の増額となっております。

この市町分担金につきましては、組合規約第12条第2項及び分賦金の分賦率を定める条例に基づき算定いたしました金額をご提案申し上げますのでございます。

その内容につきましてご説明申し上げます。

組合運営に係る経費につきましては、議会費、総務費等で1億3,612万1,000円を計上しております。

廃棄物の処理に係る経費のうち、し尿処理に係る経費につきましては4,231万3,000円を計上しております。塵芥処理に係る経費につきましては7億7,828万4,000円を計上しております。廃棄物の収集運搬に係る経費につきましては4億3,781万8,000円を計上しております。火葬場施設の管理及び運営に係る経費につきましては5,421万1,000円を計上しております。施設整備経費につきましては3,497万4,000円を計上しております。

次に、たつの市、太子町にご負担いただきます分担金の額につきましては、たつの市より10億308万6,000円、対前年度4,335万3,000円の増額、太子町より4億8,063万5,000円、対前年度2,814万8,000円の増額にてお願いするものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料につきましては、火葬場使用料として2,627万8,000円を計上しております。

次に、予算書7ページをお開き願います。

第2項手数料、第1目衛生手数料につきましては、塵芥処理手数料として1億5,625万円、し尿処理手数料として1,952万円等を計上いたしております。

第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金につきましては、財

政調整基金等の預金利子として131万9,000円を計上しております。

第4款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金につきましては、一般廃棄物処理基本計画、火葬場空調設備更新工事に係る事業費として、一般会計財政調整基金から6,179万8,000円を繰入れし、新ごみ処理施設整備に係る事業費として696万7,000円をごみ処理施設整備基金から繰入れし、職員の退職に伴う特別負担金のため239万7,000円を退職手当引き当て準備基金から繰入れするものでございます。

次に、予算書8ページ、第5款繰越金につきましては基礎額でございます。

第6款諸収入、第1項預金収入につきましては、定期預金の利子を計上いたしております。

第2項雑入につきましては、資源化物売払収入、ごみ収集袋販売収入等として2,849万7,000円を計上しております。

第7款組合債、第1項組合債につきましては、新ごみ処理施設整備に係る一般廃棄物処理事業債として6,250万円を計上しております。

第8款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、新ごみ処理施設整備に係る資源循環型社会形成推進交付金として3,473万3,000円を計上しております。

以上で一般会計を終わりました。引き続き議案第4号、揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4,337万3,000円と定めております。

次に、第2条では、歳出予算の流用につきまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、予算書7ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、急病センターの管理運営に要する経費として組合職員人件費等のほか、事務事業に要する経費として1,189万円を計上しております。

なお、給与費等の明細につきましては、10ページから13ページに資料を添付いたしております。

次に、予算書8ページをお開き願います。

第2目基金費につきましては、基金積立金として基金利子相当額20万2,000円を計上しております。

第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費につきましては、診療に

要する経費として看護師4名分の報酬352万6,000円、医薬品、医療材料費等需用費で394万7,000円、診療業務に従事いただく医師、薬剤師及び医事外来業務委託料等として2,260万8,000円で、総額3,078万1,000円を計上いたしております。

第3款予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

以上で歳出を終わりました、次に歳入についてご説明申し上げますので、予算書5ページをご覧ください。

第1款診療収入、第1項診療収入につきましては、1,533万6,000円を計上しております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、休日夜間急病センター運営に係る地方交付税交付金として、たつの市及び太子町から520万6,000円を受け入れる予定でございます。

第3款使用料及び手数料、第1項手数料につきましては、診断書等発行手数料として1万5,000円を計上しております。

次に、予算書6ページをお開き願います。

第4款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、財政調整基金の預金利子として20万2,000円を計上しております。

次に、第5款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金につきましては、歳入の不足額を補填するため2,253万8,000円を財政調整基金から取り崩し、繰り入れるものでございます。

第6款繰越金につきましては基礎額でございます。

次に、第7款諸収入、第1項雑入につきましては、薬容器代等7万5,000円を計上しております。

以上で議案第3号及び議案第4号の各会計予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、いずれも原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。  
ご発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。  
お諮りいたします。

上程中の議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり可決することに決してご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 一般質問～

○議長(楠 明廣議員)

次に、日程第5、一般質問でございますが、通告がございませんので、議事を省略  
いたします。

以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長(楠 明廣議員)

これをもちまして、令和4年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会い  
たします。

閉 会 挨 拶

○議長（楠 明廣議員）

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し深く御礼申し上げます。

皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大で感染者数が膨らむとともに死者数の数も急増しております。依然として収束が見えず、予断を許さない情勢が続いております。

この危機的な状況に対して、私ども議員といたしましても、今年こそは平穏な日常生活と活力ある経済が取り戻せるよう新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に協力、支援を行うとともに、引き続き市民、町民の視点に立ち、行政当局と一体となって住民の皆様の不安の解消を図り、暮らしの安全と安心に向けて全力を挙げて取り組んでいかななくてはなりません。

最後に、議員各位におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただき、今後とも本組合の発展のためにより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、令和4年度予算をはじめ、補正予算の4議案につきまして慎重審議を賜り、原案のとおり可決をいただきましたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の状況は、新たな変異株の影響もあり、先月中旬より県内では新規感染者が1,000人を超える、2月に入りましてからはほぼ5,000人を超える状況が続いており、多数の死亡数も確認されておるなど予断を許さない状況でございます。

当組合としましても、住民の皆様には身近なごみ収集などの行政サービスを担っておりますが、滞れば多くのご家庭や職場にご迷惑をおかけいたしますので、感染拡大防止を図りつつ取り組んでいかなければならないと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも組合行政全般にわたり、なお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（楠 明廣議員）

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 2 時 4 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年2月22日

組合議会議長 楠 明 廣

会議録署名議員 桑 野 元 澄

会議録署名議員 畑 山 剛 一